

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>（改正前国共済法による給付等）</p> <p>第十六条 旧適用法人共済組合員期間を有する者に係る改正前国共済法による年金たる給付（前条第一項の規定により適用するものとされた国家公務員共済組合法による年金たる給付を含む。）については、第四項、第九項、第十一項及び第十二項並びに次条第一項及び第二項の規定を適用する場合並びに当該給付の費用に関する事項を除き、同法及び改正後国共済法の長期給付に関する規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>2 旧適用法人共済組合員期間を有する者に係る旧国共済法による年金たる給付については、第五項、第六項、第九項、第十一項及び第十二項並びに次条第三項の規定を適用する場合並びに当該給付の費用に関する事項を除き、なお従前の例による。</p> <p>3～8（略）</p> <p>9 厚生年金保険法第七十八条の十の規定は、第一項及び第二項に規定する年金たる給付の受給権者について準用する。この場合において、必要な読替えは、政令で定める。</p> <p>10 第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するもの</p>	<p>附則</p> <p>（改正前国共済法による給付等）</p> <p>第十六条 旧適用法人共済組合員期間を有する者に係る改正前国共済法による年金たる給付（前条第一項の規定により適用するものとされた国家公務員共済組合法による年金たる給付を含む。）については、第四項、第九項及び第十項並びに次条第一項及び第二項の規定を適用する場合並びに当該給付の費用に関する事項を除き、同法及び改正後国共済法の長期給付に関する規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>2 旧適用法人共済組合員期間を有する者に係る旧国共済法による年金たる給付については、第五項、第六項、第九項及び第十項並びに次条第三項の規定を適用する場合並びに当該給付の費用に関する事項を除き、なお従前の例による。</p> <p>3～8（略）</p>

とされた年金たる給付の受給権者の附則第六条の規定により厚生年金  
保険法による標準報酬月額とみなされた改正前国共済法による標準報  
酬月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定によ  
り改定された場合における第一項及び第六項の規定により適用するも  
のとされた規定（他の法令において、これらの規定を引用し、又はそ  
の例による場合を含む。）の適用に関し必要な読替えその他必要な事  
項は、政令で定める。

11  
12  
（略）

9  
10  
（略）